

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年10月18日
【計算期間】 第16特定期間（自 平成23年1月18日 至 平成23年7月19日）
【ファンド名】 UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）
【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進
【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】 佐井 経堂
【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ
【電話番号】 03-5293-3667
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 債券に属します。以下、社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式・債券) (資産配分固定型))) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル(除く日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	あり なし

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの

債券 公債	日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する
年12回(毎月)	年12回(毎月)決算する
オセアニア	組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする
なし(為替ヘッジ)	為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う記載がないもの

(注)上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

6,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

- ・オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債を主要投資対象とします。
 - ・UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス(円換算ベース)をベンチマーク^(注)とします。
 - ・組入債券の平均格付けは、原則として、AA - 格相当以上を維持します。
 - ・投資する債券は、原則として取得時においてA - 格相当以上の格付けを取得している公社債、または(これらの格付けが無い場合)委託会社が同等と判断した公社債に限定します。
- (注)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たり、運用目標の基準あるいはパフォーマンスを評価するための基準です。

■UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス

オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、オーストラリアの国債および州政府債により構成されています。UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス(円換算ベース)は、当インデックスを委託会社が円換算したものです。

■ 信用格付け

格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	スタンダード・アンド・プアーズ社	ムーディーズ社		信用度
投資適格債 (BBB－以上)	AAA	Aaa	取得時においてA－格 相当以上とすることを 基本とします。	高い ↑
	AA	Aa		
	A	A		
	BBB	Baa		
投資適格債未満 (BBB－未満)	BB	Ba		↓ 低い
	B	B		
	CCC	Caa		
	CC	Ca		
	C	C		
	D			

格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。

スタンダード・アンド・プアーズ社の場合、AA+、AA、AA－、A+、A、A－、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

2. 組入国債等の利子・配当収益を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。

毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないことがあります。

基準価額が当初元本である1万円（1万口当たり）を下回る場合においても、利子・配当収益を中心に分配を行う方針です。

詳しくは後記分配方針をご覧ください。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

外貨建資産への投資割合は高位を保ち、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動リスクがあります。ただし市況動向等により、為替ヘッジを行う場合があります。

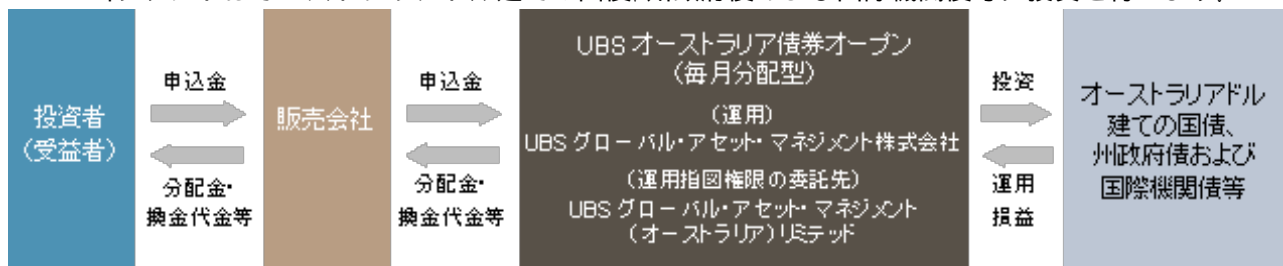
4. 運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。

スイスを本拠地とするグローバルな総合金融機関であるUBSグループの一員です。

- ・ 委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
- ・ 委託先名称：UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド
(UBS Global Asset Management (Australia) Ltd)

ファンドの仕組み

当ファンドはオーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に投資を行います。



主な投資制限

・株式への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
・デリバティブの利用	ヘッジ目的に限定しません。
・投資信託証券への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
・同一銘柄の株式への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
・同一銘柄の転換社債等への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
・外貨建資産への投資割合	制限を設けません。

分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象収益等についての分配方針

分配金額は原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

[分配イメージ図] 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

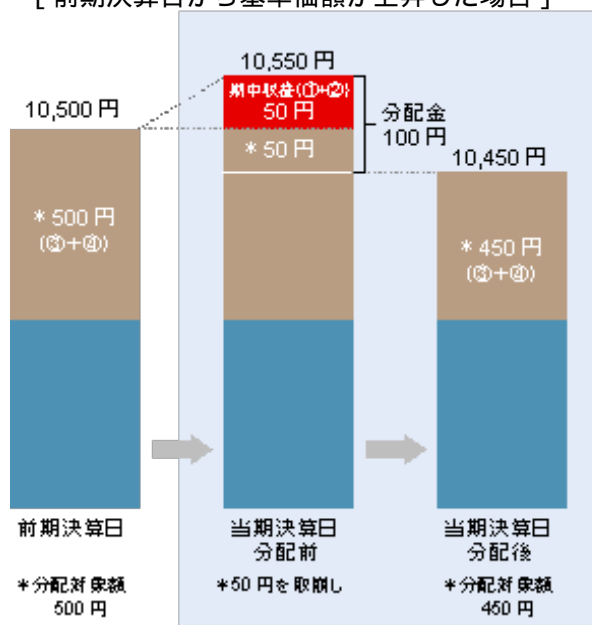
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



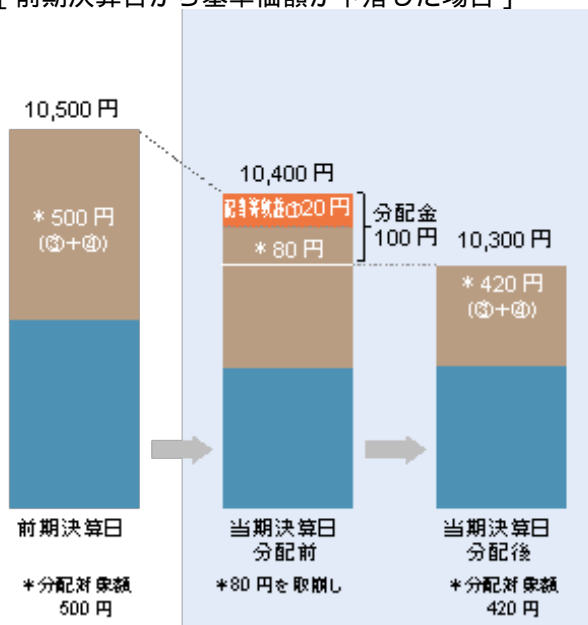
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

〔計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合〕

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

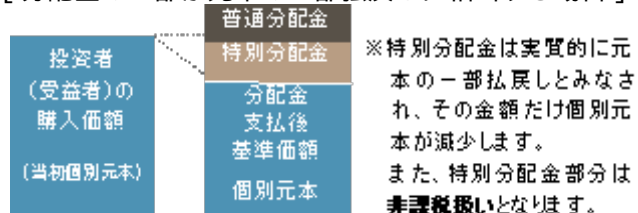


（注）分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに 分配準備積立金および 収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

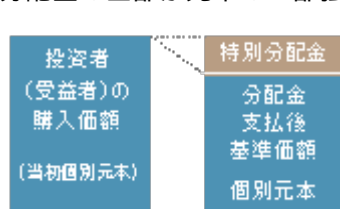
上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

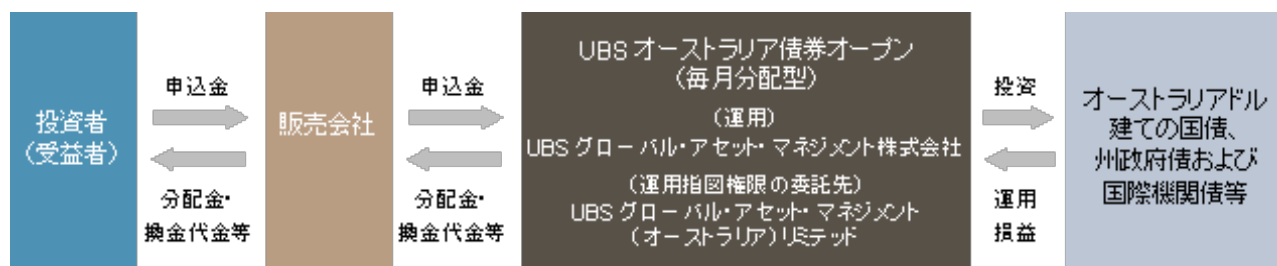
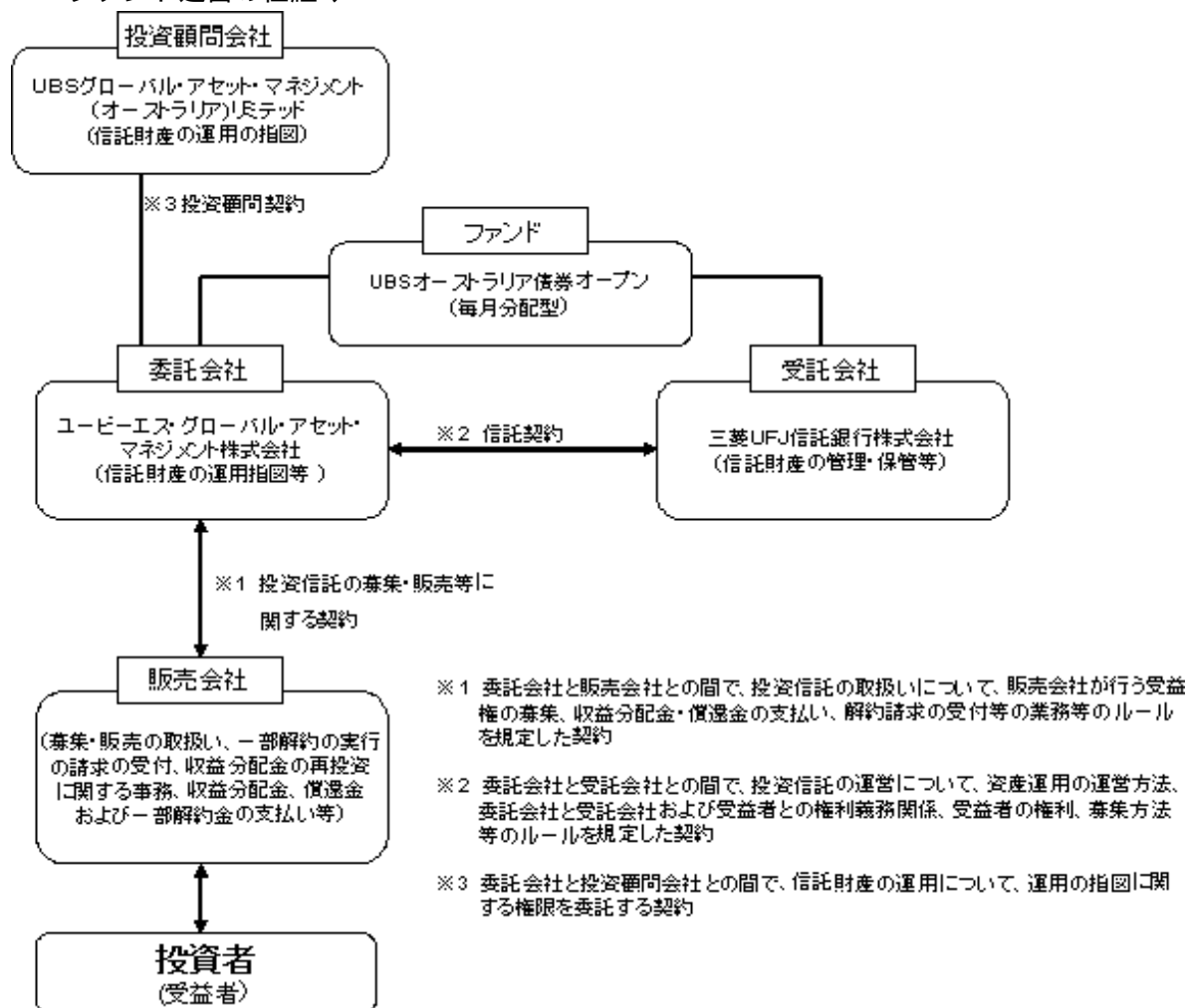
特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

平成15年8月15日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み



委託会社の概況（平成23年8月末日現在）

1. 資本金

22億円

2. 沿革

- 平成8年4月1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
- 平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
- 平成12年7月1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 平成14年4月8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に
商号変更

3. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 パーゼル CH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資を行います。

UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により、為替ヘッジを行う場合があります。

株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換および新株予約権の行使等により取得した株券に限ります。

運用指図に関する権限は、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用を行えない場合があります。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め

るものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3. 約束手形

4. 金銭債権

次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の転換および新株予約権の行使等により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 16. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券、第9号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第9号ならびに第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号の証券ならびに第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1.～6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取

引を行うことの指図をすることができます。

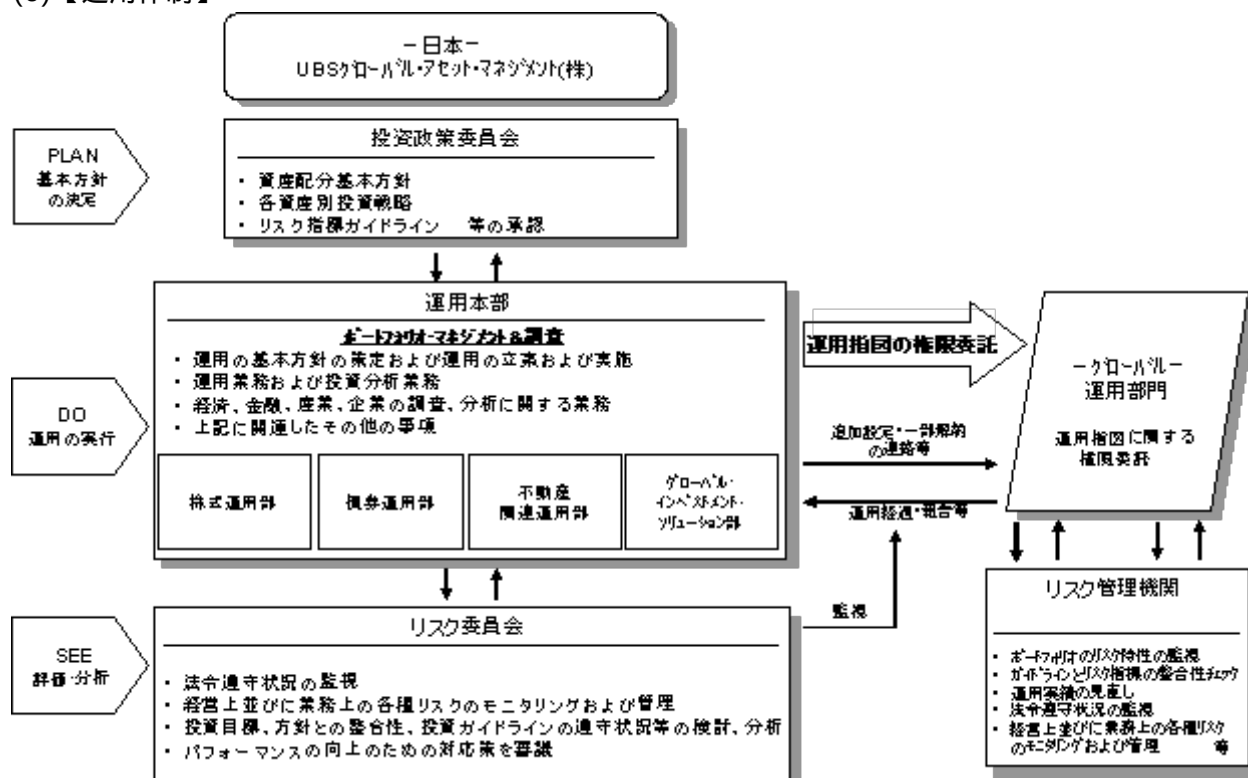
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金による有価証券等の運用は行わないものとします。

(3) 【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。

（2011年8月末現在）

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>**投資政策委員会：**

投資政策および運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー5～10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS（グローバル投資パフォーマンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を経営委員会直属として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル＆コンプライアンス部、運用本部、機関投資家営業本部、投信営業本部、商品本部、管理本部、経理部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

(4)【分配方針】

毎決算時（原則として毎月17日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象収益等についての分配方針

分配金額は原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「累積投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

[信託約款による投資制限]

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

[法令による投資制限]

1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、主にオーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等を投資対象としますので、金利の変動や、組入公社債の発行体の業績悪化等の影響により、組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、オーストラリアドル等の外国通貨と日本円との間の為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

(1) 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合にはファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

(2) 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(3) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(4) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または

取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

(5) その他

（短期金融商品の信用リスク）

- ・ ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

（買付および換金申込に係る制限）

- ・ 買付または換金の申込日が、シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日と同日の場合には、当該買付または換金の申込は受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

（クーリング・オフ）

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（分配金に関する留意点）

- ・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ・ 金融商品取引業者（従来の証券会社）以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
- ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、買付申込者が販売会社との間で累積投資に関する契約（他の名称で同様の契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を締結し、収益分配金から税金等を差引いた額を再投資する場合は無手数料とします。また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で取得する金額について無手数料となる場合があります。

償還乗換えとは、買付申込受付日が属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドを申込み場合をいいます。

手数料率は申込方法等により異なり、また変更される場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た金額

信託財産留保額とは償還時まで投資を続けられる投資家との公平性に資するために導入されたもので、信託財産中に留保され、運用資金の一部となります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.05%（税抜1.00%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の総額 （年率）	配 分（年率）		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託財産の純資産総額の1.05% （税抜1.00%）	0.49875% （税抜0.475%）	0.49875% （税抜0.475%）	0.05250% （税抜0.050%）

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

なお、運用の指図権限の委託を受ける投資顧問会社の報酬は、委託会社と投資顧問会社の間で別に定める契約に基づき、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

[監査費用]

監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額として、年105万円を上限（当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。）に信託財産より間接的に全受益者にて応分にご負担いただきます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生都度、信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

租税等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、借入金の利息および立替金の利息。
なお、上記 および は、実費として信託財産より支弁されます。なお、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、あらかじめ金額および計算方法を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行なわれ、平成25年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率 により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、平成25年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率 で源泉徴収され、法人の受取額となり、地方税の源泉徴収はありません。

なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

平成26年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%（所得税15%）となる予定です。

- 税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

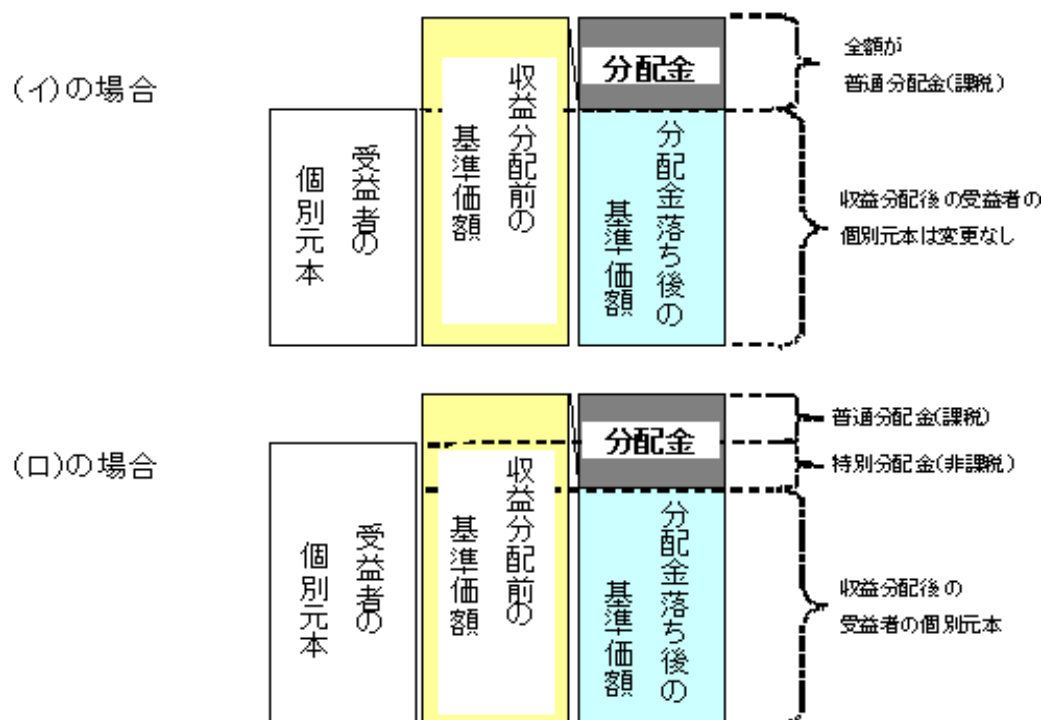
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- (イ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取り扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

< 参考情報 >

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.10% (税抜2.00%) 以内で、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.30% の率を乗じて得た額

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して <u>年率1.05%(税抜年率1.00%)</u> を乗じて得た額とします。 <table><tr><th colspan="4">内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>1.05%</td><td>0.49875%</td><td>0.49875%</td><td>0.05250%</td></tr><tr><td>(1.00%)</td><td>(0.475%)</td><td>(0.475%)</td><td>(0.050%)</td></tr></table>	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.05%	0.49875%	0.49875%	0.05250%	(1.00%)	(0.475%)	(0.475%)	(0.050%)
	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)																	
合計	委託会社	販売会社	受託会社															
1.05%	0.49875%	0.49875%	0.05250%															
(1.00%)	(0.475%)	(0.475%)	(0.050%)															
		※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。																
	その他の費用・手数料	・監査報酬として、年105万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。)に信託財産より間接的に全受益者にて応分にご負担いただきます。 ※監査報酬として、年105万円を上限とする額が日々信託財産に計上され、原則として毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。																

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、事前に表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成23年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2011年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	オーストラリア	122,136,972,588	49.21
国債証券	オーストラリア	49,565,997,312	19.97
社債券	オーストラリア	46,296,902,286	18.65
	ドイツ	1,612,955,348	0.64
	小 計	47,909,857,634	19.30
特殊債券	国際機関	9,550,620,345	3.84
	ドイツ	4,714,447,090	1.89
	カナダ	3,775,681,018	1.52
	オーストラリア	892,136,968	0.35
	小 計	18,932,885,421	7.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	9,618,700,912	3.87
合計(純資産総額)	-	248,164,413,867	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2011年8月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
オーストラリア	地方債証券	WATC 7 04/15/15	156,100,000	8,892.18	13,880,694,963	8,886.60	13,871,982,849	7	2015年4月15日	5.58
オーストラリア	地方債証券	NSWTC 6 04/01/16	144,600,000	8,645.38	12,501,221,909	8,654.30	12,514,127,343	6	2016年4月1日	5.04
オーストラリア	国債証券	ACGB 4.5 04/15/20	147,800,000	8,221.16	12,150,876,549	8,262.01	12,211,264,850	4.5	2020年4月15日	4.92
オーストラリア	地方債証券	QTC 6 10/21/15	123,900,000	8,586.26	10,638,381,492	8,579.14	10,629,555,401	6	2015年10月21日	4.28
オーストラリア	地方債証券	TCV 4.75 09/22/11	118,900,000	8,188.16	9,735,726,710	8,187.75	9,735,239,934	4.75	2011年9月22日	3.92
オーストラリア	地方債証券	QTC 6 09/14/17	105,900,000	8,768.28	9,285,612,290	8,780.89	9,298,965,771	6	2017年9月14日	3.74
オーストラリア	国債証券	ACGB 5.25 03/15/19	103,600,000	8,671.50	8,983,675,450	8,703.35	9,016,673,417	5.25	2019年3月15日	3.63
オーストラリア	地方債証券	QTC 6.25 02/21/20	92,000,000	8,677.96	7,983,732,326	8,736.43	8,037,517,660	6.25	2020年2月21日	3.23
オーストラリア	国債証券	ACTB 0 09/09/11	98,000,000	8,171.51	8,008,087,204	8,166.13	8,002,808,126	-	2011年9月9日	3.22
オーストラリア	地方債証券	TCV 4.75 10/15/14	85,400,000	8,294.85	7,083,804,803	8,288.95	7,078,770,166	4.75	2014年10月15日	2.85
オーストラリア	地方債証券	NSWTC 6 04/01/19	78,700,000	8,793.91	6,920,808,744	8,833.29	6,951,804,172	6	2019年4月1日	2.80
オーストラリア	地方債証券	QTC 5.75 11/21/14	81,700,000	8,494.80	6,940,255,162	8,485.87	6,932,963,502	5.75	2014年11月21日	2.79
オーストラリア	地方債証券	TCV 5.5 11/15/18	73,700,000	8,423.65	6,208,230,521	8,481.45	6,250,834,487	5.5	2018年11月15日	2.51
オーストラリア	国債証券	ACGB 5.75 05/15/21	67,600,000	8,977.65	6,068,891,886	9,034.47	6,107,305,397	5.75	2021年5月15日	2.46
オーストラリア	地方債証券	QTC 6 04/21/16	67,800,000	8,576.52	5,814,880,966	8,576.35	5,814,769,937	6	2016年4月21日	2.34
オーストラリア	社債券	NAB 5.75 12/19/13	67,200,000	8,457.79	5,683,637,971	8,420.78	5,658,767,412	5.75	2013年12月19日	2.28
オーストラリア	地方債証券	NSWTC 6 05/01/20	64,700,000	8,638.42	5,589,058,956	8,713.26	5,637,479,349	6	2020年5月1日	2.27
オーストラリア	国債証券	ACGB 6 02/15/17	62,200,000	8,959.80	5,573,001,060	8,963.89	5,575,542,615	6	2017年2月15日	2.24
オーストラリア	社債券	C FLOAT 03/25/15	68,000,000	8,194.46	5,572,238,593	8,194.38	5,572,182,915	5.33	2015年3月25日	2.24
オーストラリア	社債券	WSTP 4 03/19/12	51,500,000	8,173.42	4,209,314,060	8,165.07	4,205,012,904	4	2012年3月19日	1.69
オーストラリア	社債券	CBAU 5.75 12/17/13	47,038,000	8,427.74	3,964,242,523	8,394.99	3,948,836,638	5.75	2013年12月17日	1.59
オーストラリア	社債券	CBAU 4.5 02/20/14	45,900,000	8,226.15	3,775,805,640	8,195.28	3,761,636,879	4.5	2014年2月20日	1.51
オーストラリア	地方債証券	TCV 6 10/17/22	41,500,000	8,626.87	3,580,153,872	8,737.49	3,626,061,122	6	2022年10月17日	1.46
カナダ	特殊債券	EDC 5.25 08/10/15	39,200,000	8,338.33	3,268,626,018	8,321.13	3,261,885,656	5.25	2015年8月10日	1.31
オーストラリア	社債券	BQDAU 5.5 10/22/12	34,300,000	8,307.21	2,849,375,527	8,290.35	2,843,590,050	5.5	2012年10月22日	1.14
オーストラリア	地方債証券	NSWTC 6 02/01/18	31,800,000	8,653.48	2,751,809,120	8,700.65	2,766,806,916	6	2018年2月1日	1.11
オーストラリア	社債券	NAB 4.75 02/12/14	32,331,000	8,268.24	2,673,205,450	8,240.89	2,664,363,594	4.75	2014年2月12日	1.07
オーストラリア	社債券	WSTP 4.75 03/05/14	31,000,000	8,271.10	2,564,043,542	8,241.71	2,554,931,116	4.75	2014年3月5日	1.02
オーストラリア	国債証券	ACTB 0 11/11/11	30,000,000	8,114.73	2,434,419,526	8,127.77	2,438,333,042	-	2011年11月11日	0.98

オーストラリア	国債証券	ACTB 0 10/21/11	30,000,000	8,127.95	2,438,386,669	8,125.55	2,437,665,518	-	2011年10月21日	0.98
---------	------	-----------------	------------	----------	---------------	----------	---------------	---	-------------	------

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率（2011年8月31日現在）

種類	投資比率（％）
地方債証券	49.21
国債証券	19.97
社債券	19.30
特殊債券	7.62
合計	96.12

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（先物）

（2011年8月31日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額（円）	投資 比率 （％）
債券先物 取引	オーストラリア	シドニー先物 取引所	AUST 10YR 6%	買建	3,052	オーストラ リア・ドル	342,474,147.77	343,837,190.76	28,153,389,179	11.34
債券先物 取引	オーストラリア	シドニー先物 取引所	AUST 3YR 6%	売建	4,722	オーストラ リア・ドル	500,866,343.15	500,705,816.82	40,997,792,281	16.52

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（為替予約）

（2011年8月31日現在）

資産の種類			数量	帳簿価額	評価額（円）	投資 比率 （％）
為替予約取引	買建	オーストラリア・ドル	10,000,000.00	820,156,000	818,380,000	0.32

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2011年8月31日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	１口当たり 純資産額(分配落) (円)	１口当たり 純資産額(分配付) (円)
第1期特定期間末 (2004年1月19日)	14,352	14,407	1.0297	1.0337
第2期特定期間末 (2004年7月20日)	24,104	24,211	1.0137	1.0182
第3期特定期間末 (2005年1月17日)	35,610	35,771	0.9951	0.9996
第4期特定期間末 (2005年7月19日)	53,631	53,855	1.0754	1.0799
第5期特定期間末 (2006年1月17日)	71,614	71,904	1.1099	1.1144
第6期特定期間末 (2006年7月18日)	72,430	72,729	1.0886	1.0931
第7期特定期間末 (2007年1月17日)	74,311	74,597	1.1690	1.1735
第8期特定期間末 (2007年7月17日)	75,141	75,431	1.2975	1.3025
第9期特定期間末 (2008年1月17日)	66,635	66,923	1.1566	1.1616
第10期特定期間末 (2008年7月17日)	73,116	73,409	1.2483	1.2533
第11期特定期間末 (2009年1月19日)	52,428	52,945	0.8116	0.8196
第12期特定期間末 (2009年7月17日)	75,866	76,530	0.9138	0.9218
第13期特定期間末 (2010年1月18日)	119,861	120,841	0.9785	0.9865
第14期特定期間末 (2010年7月20日)	165,660	167,167	0.8795	0.8875
第15期特定期間末 (2011年1月17日)	209,746	211,588	0.9111	0.9191
第16期特定期間末 (2011年7月19日)	243,391	245,486	0.9297	0.9377
2010年8月末日	178,617	-	0.8830	-
2010年9月末日	196,285	-	0.9360	-
2010年10月末日	193,130	-	0.9017	-
2010年11月末日	201,047	-	0.9146	-
2010年12月末日	208,629	-	0.9218	-
2011年1月末日	212,015	-	0.9056	-
2011年2月末日	220,777	-	0.9170	-
2011年3月末日	237,321	-	0.9494	-
2011年4月末日	242,192	-	0.9846	-
2011年5月末日	240,807	-	0.9609	-
2011年6月末日	245,549	-	0.9516	-
2011年7月末日	249,634	-	0.9444	-
2011年8月31日	248,164	-	0.9141	-

【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期特定期間	120
第2期特定期間	260
第3期特定期間	270
第4期特定期間	270
第5期特定期間	270
第6期特定期間	270
第7期特定期間	270
第8期特定期間	290
第9期特定期間	300
第10期特定期間	300
第11期特定期間	480
第12期特定期間	480
第13期特定期間	480
第14期特定期間	480
第15期特定期間	480
第16期特定期間	480

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期特定期間	4.2
第2期特定期間	1.0
第3期特定期間	0.8
第4期特定期間	10.8
第5期特定期間	5.7
第6期特定期間	0.5
第7期特定期間	9.9
第8期特定期間	13.5
第9期特定期間	▲ 8.5
第10期特定期間	10.5
第11期特定期間	▲ 31.1
第12期特定期間	18.5
第13期特定期間	12.3
第14期特定期間	▲ 5.2
第15期特定期間	9.1
第16期特定期間	7.3

(注) 収益率は、次の計算式により算出しております。

特定期間の収益率 = (当該特定期間末の分配落基準価額 + 当該特定期間中の分配金額 - 前特定期間末の分配落基準価額) ÷ 前特定期間末の分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

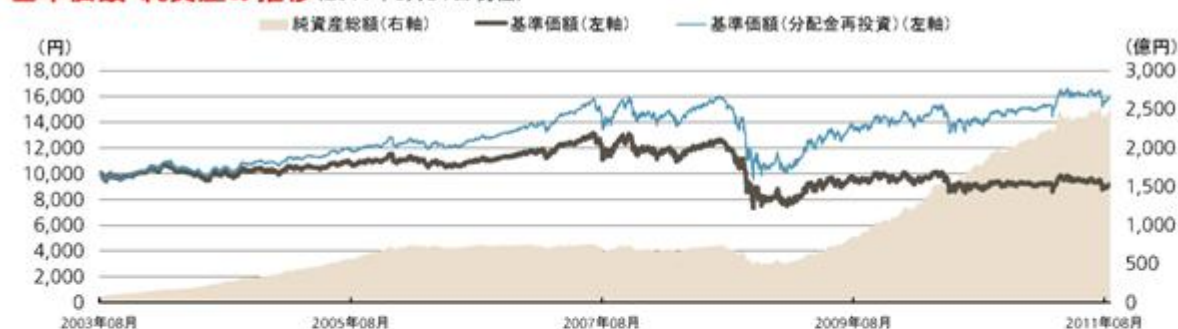
下記特定期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期特定期間	14,127,654,194	189,518,143
第2期特定期間	10,823,043,881	981,512,509
第3期特定期間	14,203,480,300	2,196,679,104
第4期特定期間	18,837,505,558	4,753,707,742
第5期特定期間	21,091,362,805	6,439,042,851
第6期特定期間	8,157,318,832	6,146,894,120
第7期特定期間	5,509,887,835	8,472,352,487
第8期特定期間	2,308,169,570	7,968,291,325
第9期特定期間	3,348,234,832	3,644,404,862
第10期特定期間	3,841,148,332	2,882,607,115
第11期特定期間	10,420,354,689	4,391,979,697
第12期特定期間	21,314,951,534	2,891,282,328
第13期特定期間	43,300,580,162	3,835,444,841
第14期特定期間	71,758,890,583	5,882,353,785
第15期特定期間	51,316,303,941	9,468,140,278
第16期特定期間	60,710,388,002	29,129,099,392

(注)第1期特定期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移(2011年8月31日現在)



分配の推移(1万口当たり、税引前) 主要な資産の状況(2011年8月31日現在)

決算期	分配金	[上位10銘柄]						
2011年4月	80円	順位	銘柄名	種類	償還日	利率	国名または地域	投資比率
2011年5月	80円	1	WATC 7 04/15/15	地方債証券	2015/4/15	7.00%	オーストラリア	5.58%
2011年6月	80円	2	NSWTC 6 04/01/16	地方債証券	2016/4/1	6.00%	オーストラリア	5.04%
2011年7月	80円	3	ACGB 4.5 04/15/20	国債証券	2020/4/15	4.50%	オーストラリア	4.92%
2011年8月	80円	4	QTC 6 10/21/15	地方債証券	2015/10/21	6.00%	オーストラリア	4.28%
直近1年間累計	960円	5	TCV 4.75 09/22/11	地方債証券	2011/9/22	4.75%	オーストラリア	3.92%
設定来累計	5,580円	6	QTC 6 09/14/17	地方債証券	2017/9/14	6.00%	オーストラリア	3.74%
		7	ACGB 5.25 03/15/19	国債証券	2019/3/15	5.25%	オーストラリア	3.63%
		8	QTC 6.25 02/21/20	地方債証券	2020/2/21	6.25%	オーストラリア	3.23%
		9	ACTB 0 09/09/11	国債証券	2011/9/9	—	オーストラリア	3.22%
		10	TCV 4.75 10/15/14	地方債証券	2014/10/15	4.75%	オーストラリア	2.85%

※投資比率は、ファンドの純資産総額合計に占める割合です。

[資産構成比]

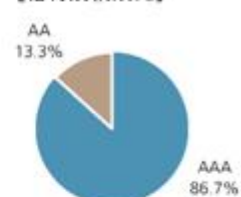
種別	投資比率
地方債証券	49.21%
国債証券	19.97%
社債券	19.30%
特殊債券	7.62%
その他	3.87%
合計	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額合計に占める割合です。

※その他には、キャッシュ等が含まれます。

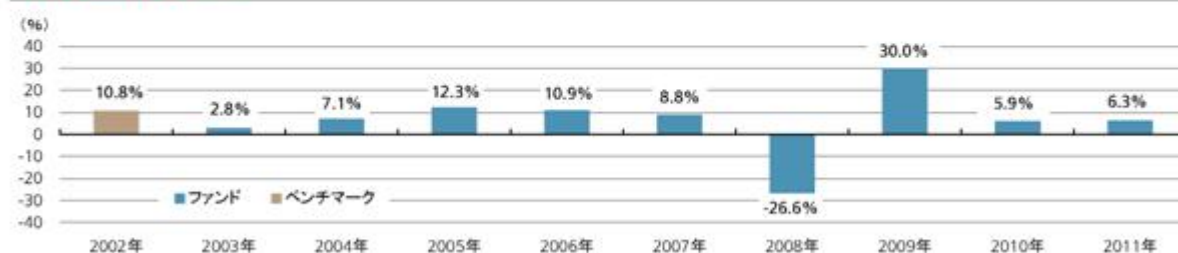
※「国債機関債」は特殊債券に、「州政府債」は地方債証券に分類されています。

[格付別構成比]



※構成比は、ファンドの債券部分の評価額合計に占める割合です。

年間収益率の推移(2011年8月31日現在)



※2003年については、当初設定日(2003年8月15日)から年末までの騰落率、2011年は年初から8月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※2002年はベンチマークの騰落率を参考情報として記載したものであり、ファンドの運用実績ではありません。

※ベンチマークの騰落率は、UBSオーストラリア・ガバメント・インデックスを委託会社が円換算して算出。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（申込の受付）

- ・ シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する日を除き、申込期間における販売会社の営業日において買付申込を受付けます。
- ・ 原則として、申込の受付は午後3時までとし、受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買付申込の受付を中止することおよび既に受付けた買付申込の受付を取り消すことがあります。

（申込単位）

収益分配金の受取方法により、

収益分配金から税金等を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されるコース（累積投資コース）

ただし、受益者と販売会社との間で分配金出金に関する契約（他の名称で同様の契約を含みます。）を締結することにより、分配金を受取ることができます。

収益分配金をファンドの決算毎に受取るコース（一般コース）

の2コースがあります。コースを途中で変更することはできません。

申込単位は、販売会社が取扱うコースに応じて定めるものとします。

ただし、定時定額購入サービス（他の名称で同様の契約を含みます。）等、受益者と販売会社との間で一定額を一定期間毎に購入（積立て）を行うサービスを利用する場合には、当該サービスに関する取り決めに基づくものとします。

申込コースの取扱いおよび申込単位につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

買付申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）

（申込手数料）

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ ただし、買付申込者が販売会社との間で累積投資に関する契約（他の名称で同様の契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を締結し、収益分配金から税金等を差引いた額を再投資する場合は無手数料とします。また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で買付ける金額について無手数料となる場合があります。

償還乗換えとは、買付申込受付日が属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドを申込み場合をいいます。

- ・ 手数料率は申込方法等により異なり、また変更される場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載

または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

（換金の受付）

- ・ シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する日を除き、いつでも換金できます。
- ・ 換金の請求は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎての請求は、翌営業日の取扱いとなります。ただし、信託財産の資産管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上のご換金につきましては正午までの受付とします。

（換金単位）

- ・ 換金単位は、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（換金（解約）価額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

基準価額の照会先は以下のとおりです。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（支払開始日）

- ・ 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

（受付中止）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益者の換金請求の受付を中止することがあります。
- ・ 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該換金を受付けたものとし、当該受益権の換金の価額は、当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（基準価額の算定）

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（有価証券の時価評価基準）

- ・ 信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

（基準価額の算出頻度と公表）

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。ただし、後記「（5）その他 [信託の終了]」による場合はこの限りではありません。

(4)【計算期間】

原則として毎月18日から翌月17日までとします。なお、第1計算期間は設定日から平成15年11月17日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を計算期間終了日とします。

(5)【その他】

[信託の終了]

（信託契約の解約）

- ・ 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ・ 委託会社は、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・ 前記 a . および b . の場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・ 前記 c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ・ 前記 d . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . または b . の信託契約の解約をしません。
- ・ 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公

告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- g. 前記 d. から f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 d. の一定期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記[信託約款の変更]d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、6 計算期間毎（毎年6月および12月の決算時）および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

上記の信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に受託会社に対し、自己に帰属受益権を信託財産を持って買取るべき旨を請求することができます。

前記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更または解約をしません。その場合、委託会社は、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- i. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ii. 投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「累積投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金受領権

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金は、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、前特定期間(平成22年7月21日から平成23年1月17日まで)については改正前の、当特定期間(平成23年1月18日から平成23年7月19日まで)については内閣府令第33号附則第2条により改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成22年7月21日から平成23年1月17日まで)および当特定期間(平成23年1月18日から平成23年7月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

UBS オーストラリア債券オープン（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成23年 1月17日現在	当期 平成23年 7月19日現在
資産の部		
流動資産		
預金	5,011,850,421	4,041,005,045
金銭信託	91,391	98,649
コール・ローン	4,840,955,717	5,338,608,522
国債証券	13,086,860,861	40,316,500,860
地方債証券	17,238,268,075	122,007,135,565
特殊債券	136,370,611,701	17,517,127,971
社債券	36,508,215,515	53,447,760,594
派生商品評価勘定	192,107,431	353,804,507
未収入金	-	3,229,079,064
未収利息	2,700,475,234	2,719,116,567
前払金	157,582,178	282,173,876
前払費用	357,829,960	510,200,475
その他未収収益	62,001,172	27,822,588
差入委託証拠金	219,809,640	291,681,575
流動資産合計	216,746,659,296	250,082,115,858
資産合計	216,746,659,296	250,082,115,858
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	52,487,119	751,937,333
未払金	4,703,872,252	3,185,171,530
未払収益分配金	1,841,717,406	2,094,367,715
未払解約金	214,947,851	434,521,816
未払受託者報酬	9,358,490	11,207,872
未払委託者報酬	177,811,291	212,949,574
その他未払費用	87,500	167,820
流動負債合計	7,000,281,909	6,690,323,660
負債合計	7,000,281,909	6,690,323,660
純資産の部		
元本等		
元本	230,214,675,861	261,795,964,471
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,468,298,474	18,404,172,273
（分配準備積立金）	85,142	3,250,086,859
元本等合計	209,746,377,387	243,391,792,198
純資産合計	209,746,377,387	243,391,792,198
負債純資産合計	216,746,659,296	250,082,115,858

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月17日	当期 自 平成23年 1月18日 至 平成23年 7月19日
営業収益		
受取利息	5,408,035,687	6,384,422,596
有価証券売買等損益	2,895,536,008	5,713,009,038
派生商品取引等損益	62,405,895	489,053,958
為替差損益	14,724,950,247	5,908,594,866
その他収益	44,113,229	53,180,258
営業収益合計	17,219,157,260	17,570,152,800
営業費用		
受託者報酬	50,438,884	60,957,350
委託者報酬	958,338,720	1,158,189,580
その他費用	34,422,021	35,221,085
営業費用合計	1,043,199,625	1,254,368,015
営業利益又は営業損失（ ）	16,175,957,635	16,315,784,785
経常利益又は経常損失（ ）	16,175,957,635	16,315,784,785
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,175,957,635	16,315,784,785
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	44,462,608	999,238,860
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	22,706,151,056	20,468,298,474
剰余金増加額又は欠損金減少額	810,383,966	2,557,982,492
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	810,383,966	2,557,982,492
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,398,735,123	3,860,724,643
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,398,735,123	3,860,724,643
分配金	10,305,291,288	11,949,677,573
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,468,298,474	18,404,172,273

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月17日	当期 自 平成23年 1月18日 至 平成23年 7月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)債券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)債券先物取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準 同左

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)特定期間末日の取扱い 平成22年7月17日が休日のため、前特定期間末日を平成22年7月20日としております。このため当特定期間は181日となっております。 (3)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)特定期間末日の取扱い 平成23年7月17日が休日のため、当特定期間末日を平成23年7月19日としております。このため当特定期間は183日となっております。 (3)金融商品の時価に関する補足情報 同左
----------------------------	--	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成23年 1月17日現在	当期 平成23年 7月19日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	230,214,675,861口	261,795,964,471口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,468,298,474円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,404,172,273円であります。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9111円 (9,111円)	0.9297円 (9,297円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月17日	当期 自 平成23年 1月18日 至 平成23年 7月19日
---	---

1. 分配金の計算過程

(平成22年7月21日から平成22年8月17日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(706,811,636円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(49,765,348,455円)、および分配準備積立金(855,039,098円)より分配対象収益は51,327,199,189円(1万口当たり2,596円)であり、うち1,581,377,865円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成22年8月18日から平成22年9月17日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(879,430,513円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(52,057,044,199円)、および分配準備積立金(280,496円)より分配対象収益は52,936,755,208円(1万口当たり2,559円)であり、うち1,654,272,336円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成22年9月18日から平成22年10月18日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(738,262,584円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(52,541,199,229円)、および分配準備積立金(620,858円)より分配対象収益は53,280,082,671円(1万口当たり2,515円)であり、うち1,694,462,398円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成22年10月19日から平成22年11月17日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(828,017,358円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(53,015,119,799円)、および分配準備積立金(356,766円)より分配対象収益は53,843,493,923円(1万口当たり2,474円)であり、うち1,740,981,463円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成22年11月18日から平成22年12月17日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(917,990,282円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(53,661,065,963円)、および分配準備積立金(517,289円)より分配対象収益は54,579,573,534円(1万口当たり2,435円)であり、うち1,792,479,820円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

1. 分配金の計算過程

(平成23年1月18日から平成23年2月17日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,003,958,714円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(55,139,087,514円)、および分配準備積立金(475,367円)より分配対象収益は56,143,521,595円(1万口当たり2,354円)であり、うち1,907,668,710円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成23年2月18日から平成23年3月17日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(720,607,068円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(55,672,454,095円)、および分配準備積立金(913,947円)より分配対象収益は56,393,975,110円(1万口当たり2,304円)であり、うち1,957,675,393円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成23年3月18日から平成23年4月18日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,162,385,816円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(7,739,465,719円)、信託約款に規定される収益調整金(54,847,279,560円)、および分配準備積立金(914,426円)より分配対象収益は63,750,045,521円(1万口当たり2,586円)であり、うち1,971,689,161円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成23年4月19日から平成23年5月17日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(813,384,281円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(55,420,301,577円)、および分配準備積立金(6,802,388,799円)より分配対象収益は63,036,074,657円(1万口当たり2,540円)であり、うち1,985,157,130円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成23年5月18日から平成23年6月17日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(992,569,369円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(57,018,220,399円)、および分配準備積立金(5,537,348,810円)より分配対象収益は63,548,138,578円(1万口当たり2,500円)であり、うち2,033,119,464円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成22年12月18日から平成23年1月17日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(804,663,941円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(54,250,138,922円)、および分配準備積立金(712,137円)より分配対象収益は55,055,515,000円(1万口当たり2,391円)であり、うち1,841,717,406円(1万口当たり80円)を分配金額としております。	(平成23年6月18日から平成23年7月19日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(905,641,739円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(58,956,830,888円)、および分配準備積立金(4,438,812,835円)より分配対象収益は64,301,285,462円(1万口当たり2,456円)であり、うち2,094,367,715円(1万口当たり80円)を分配金額としております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 105,681,406円	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの受益証券の純資産総額に年率0.11%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月17日	当期 自 平成23年 1月18日 至 平成23年 7月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、債券先物取引、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。また、債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として利用しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成23年 1月17日現在	当期 平成23年 7月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成23年 1月17日現在	当期 平成23年 7月19日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	145,782,582	374,007,053
地方債証券	141,942,445	876,217,384
特殊債券	559,731,106	160,720,778
社債券	101,128,631	336,441,789
合計	948,584,764	1,747,387,004

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

前期(平成23年 1月17日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	債券先物取引 買建				
	AUD 10YR Note	13,313,568,463	-	13,498,425,770	184,857,307
	売建				
	AUD 3YR Note	15,967,318,376	-	16,008,125,371	40,806,995
	合計	29,280,886,839	-	29,506,551,141	144,050,312

当期(平成23年 7月19日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	債券先物取引 買建				
	AUD 10YR Note	22,264,982,365	-	22,618,624,872	353,642,507
	売建				
	AUD 3YR Note	49,274,529,925	-	50,024,187,258	749,657,333
	合計	71,539,512,290	-	72,642,812,130	396,014,826

(注1)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ペ - スで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

通貨関連

前期(平成23年 1月17日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 オーストラリア・ドル	578,740,000	-	574,310,000	4,430,000
	合計	578,740,000	-	574,310,000	4,430,000

当期(平成23年 7月19日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 オーストラリア・ドル	590,878,000	-	588,760,000	2,118,000
	合計	590,878,000	-	588,760,000	2,118,000

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月17日)

該当事項はありません。

当期(自 平成23年 1月18日 至 平成23年 7月19日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成22年 7月21日 至 平成23年 1月17日	当期 自 平成23年 1月18日 至 平成23年 7月19日
元本の推移		
期首元本額	188,366,512,198円	230,214,675,861円
期中追加設定元本額	51,316,303,941円	60,710,388,002円
期中一部解約元本額	9,468,140,278円	29,129,099,392円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	ACGB 4.5 04/15/20	147,800,000.00	143,933,552.00	
		ACGB 5.25 03/15/19	103,600,000.00	106,753,584.00	
		ACGB 5.75 05/15/21	67,600,000.00	72,006,168.00	
		ACGB 6 02/15/17	22,000,000.00	23,554,960.00	
		ACGB 6.25 04/15/15	19,300,000.00	20,552,570.00	
		ACTB 0 08/12/11	15,000,000.00	14,952,300.00	
		ACTB 0 09/09/11	98,000,000.00	97,406,610.00	
		小計		479,159,744.00 (40,316,500,860)	
		国債証券 合計		40,316,500,860 (40,316,500,860)	
地方債証券	オーストラリア・ドル	NSWTC 6 02/01/18	31,800,000.00	33,158,178.00	
		NSWTC 6 04/01/16	144,600,000.00	150,861,180.00	
		NSWTC 6 04/01/19	78,700,000.00	82,852,212.00	
		NSWTC 6 05/01/20	64,700,000.00	67,038,258.00	
		NSWTC 6 05/01/23	20,900,000.00	21,980,948.00	
		QTC 5.75 11/21/14	81,700,000.00	84,039,071.00	
		QTC 6 04/21/16	67,800,000.00	70,430,640.00	
		QTC 6 09/14/17	105,900,000.00	111,703,320.00	
		QTC 6 10/21/15	123,900,000.00	128,781,660.00	
		QTC 6.25 02/21/20	92,000,000.00	96,381,040.00	
		QTC 6.25 06/14/19	17,900,000.00	19,098,763.00	
		QTC 6.5 04/16/12	34,000,000.00	34,512,720.00	
		TCV 4.75 09/22/11	118,900,000.00	118,886,921.00	
		TCV 4.75 10/15/14	85,400,000.00	85,584,464.00	
		TCV 5.5 11/15/18	73,700,000.00	74,891,729.00	

		TCV 5.75 11/15/16	11,000,000.00	11,388,520.00	
		TCV 6 06/15/20	25,200,000.00	26,175,492.00	
		TCV 6 10/17/22	41,500,000.00	43,148,795.00	
		WATC 7 07/15/21	22,400,000.00	25,139,744.00	
		WATC 7 04/15/15	133,100,000.00	143,364,672.00	
		WATC 8 07/15/17	17,900,000.00	20,630,824.00	
	小計			1,450,049,151.00 (122,007,135,565)	
地方債証券 合計				122,007,135,565 (122,007,135,565)	
特殊債券	オーストラリア・ドル	ASIA 5.25 05/13/14	15,000,000.00	15,172,950.00	
		ASIA 5.5 02/15/16	17,600,000.00	17,851,152.00	
		AUSTC 6 11/12/20	10,400,000.00	10,648,560.00	
		EDC 5.25 08/10/15	39,200,000.00	39,376,400.00	
		EDC 6 02/18/16	6,000,000.00	6,195,780.00	
		IADB 5.375 05/27/14	15,000,000.00	15,216,750.00	
		IBRD 5.75 02/17/15	15,400,000.00	15,796,704.00	
		IBRD 6 11/09/16	7,900,000.00	8,196,724.00	
		IFC 5.75 03/16/15	11,200,000.00	11,471,488.00	
		IFC 5.75 06/24/14	10,800,000.00	11,071,404.00	
		KFW 5.5 08/08/13	4,600,000.00	4,674,382.00	
		KFW 5.75 05/13/15	11,200,000.00	11,458,720.00	
		KFW 6 03/28/17	15,500,000.00	15,865,490.00	
		KFW 6.25 01/30/12	25,000,000.00	25,193,750.00	
	小計			208,190,254.00 (17,517,127,971)	
特殊債券 合計				17,517,127,971 (17,517,127,971)	
社債券	オーストラリア・ドル	ANZ 5.25 01/16/14	50,500,000.00	51,098,930.00	
		BQDAU 5.5 10/22/12	34,300,000.00	34,621,391.00	
		BQDAU 5.75 03/10/15	10,300,000.00	10,519,493.00	
		BQDAU FLOAT 10/22/12	5,000,000.00	5,028,000.00	
		C 5.5 08/20/12	16,900,000.00	17,036,890.00	
		C FLOAT 03/25/15	68,000,000.00	68,066,640.00	
		CBAAU 4.5 02/20/14	51,900,000.00	51,591,195.00	
		CBAAU 5.75 12/17/13	47,038,000.00	47,973,585.82	
		CBAAU FLOAT 02/20/14	10,000,000.00	10,147,000.00	
		CBAAU FLOAT 12/19/11	15,000,000.00	15,053,100.00	
		INTNED 5.75 03/03/15	6,500,000.00	6,644,300.00	
		INTNED 5.75 06/24/14	14,800,000.00	15,133,296.00	
		INTNED 5.75 08/28/13	40,800,000.00	41,658,024.00	
		INTNED FLOAT 08/28/13	2,000,000.00	2,004,800.00	
		MEB 5.5 02/17/14	7,400,000.00	7,487,394.00	
		NAB 4.25 03/26/12	20,000,000.00	19,947,000.00	
		NAB 4.75 02/12/14	32,331,000.00	32,310,631.47	
		NAB 5.75 12/19/13	61,200,000.00	62,630,244.00	
		NRWBK 6.25 09/12/11	19,700,000.00	19,695,075.00	
		SUNAU 5.75 09/11/13	10,500,000.00	10,695,300.00	

	WSTP 4 03/19/12	51,500,000.00	51,273,915.00	
	WSTP 4.75 03/05/14	31,000,000.00	30,990,700.00	
	WSTP 6.25 11/18/14	13,900,000.00	14,484,773.00	
	WSTP FLOAT 03/05/14	9,000,000.00	9,132,480.00	
	小計		635,224,157.29 (53,447,760,594)	
社債券 合計			53,447,760,594 (53,447,760,594)	
合計			233,288,524,990 (233,288,524,990)	

(注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きであります。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計額に対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券	7銘柄	17.3%	100.0%
	地方債証券	21銘柄	52.3%	
	特殊債券	14銘柄	7.5%	
	社債券	24銘柄	22.9%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年8月31日現在）

資産総額	251,108,064,404	円
負債総額	2,943,650,537	円
純資産総額（ - ）	248,164,413,867	円
発行済口数	271,495,062,865	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9141	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手續等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成23年8月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

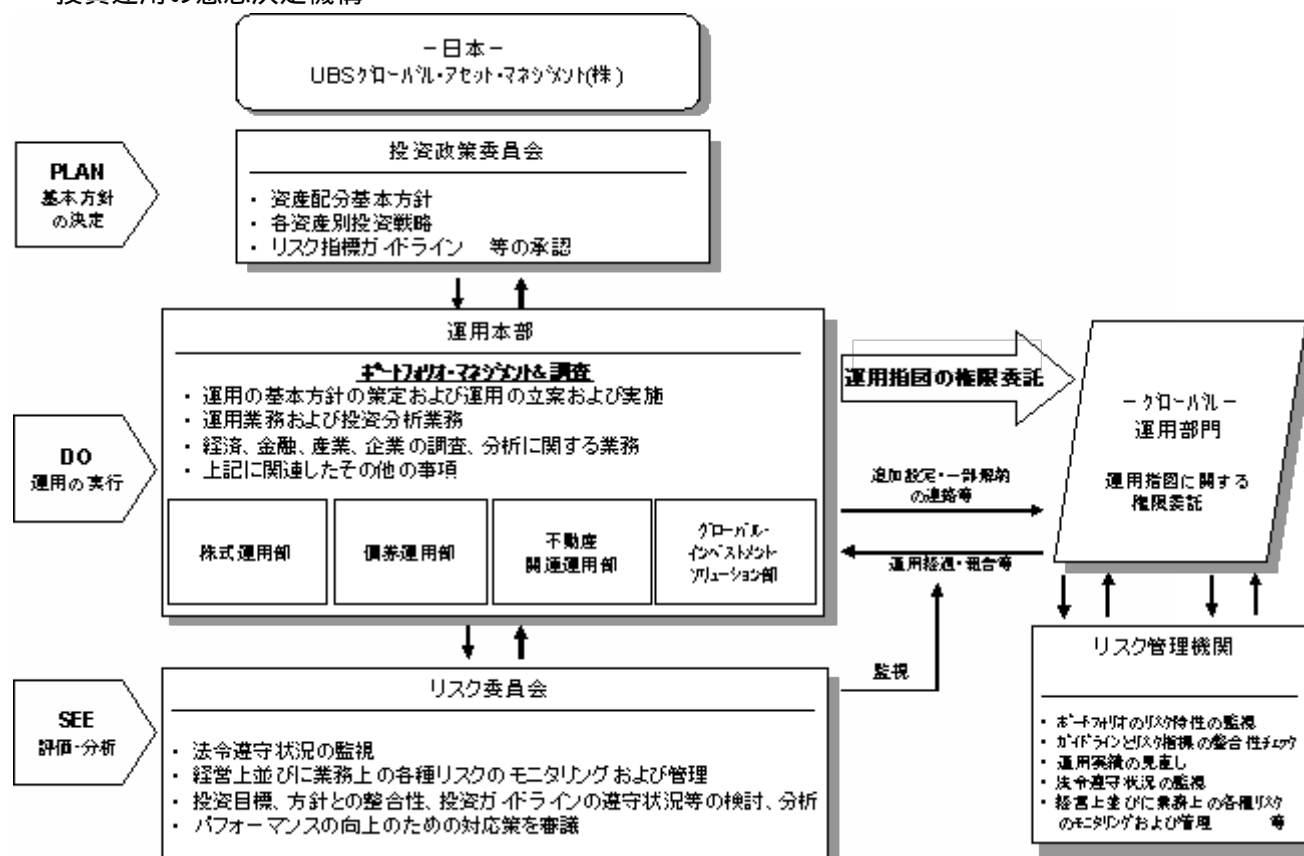
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



（平成23年8月末日現在）

上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年8月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	5	75,840
追加型株式投資信託	74	919,911
合計	79	995,751

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により作成されておりますが、第15期事業年度（前事業年度）は、内閣府令第5号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第16期事業年度（当事業年度）は、内閣府令第5号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

（1）【貸借対照表】

期 別		第15期 （平成22年3月31日）		第16期 （平成23年3月31日）	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	内 訳	金 額 （千円）
（ 資 産 の 部 ）					
流 動 資 産					
現 金 及 び 預 金	*1		3,380,053		3,501,780
未 収 入 金	*1		30,126		146,056
未収委託者報酬			2,174,170		1,775,081
未収運用受託報酬	*1		485,009		336,934
その他未収収益	*1		269,347		543,280
繰延税金資産			69,900		138,400
そ の 他			68,837		29,500
流 動 資 産 計			6,477,444		6,471,034
固 定 資 産					
投資その他の資産			565,800		621,100
繰延税金資産		520,800		576,100	
ゴルフ会員権		45,000		45,000	
固 定 資 産 計			565,800		621,100
資産合計			7,043,244		7,092,134

期 別		第15期 （平成22年3月31日）		第16期 （平成23年3月31日）	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	内 訳	金 額 （千円）
（ 負 債 の 部 ）					
流 動 負 債					
預 り 金	*1		278,848		88,427
未 払 金	*1		12,677		-
未 払 費 用	*1		1,759,494		1,725,001
未 払 消 費 税			14,357		35,098
未 払 法 人 税 等			471,175		683,561
賞 与 引 当 金			-		137,694
そ の 他			5,500		1,085
流動負債計			2,542,052		2,670,868
固 定 負 債					
退職給付引当金			204,377		226,539
固定負債計			204,377		226,539
負債合計			2,746,429		2,897,407
（ 純 資 産 の 部 ）					
株 主 資 本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利 益 剰 余 金			2,096,814		1,994,727
利 益 準 備 金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,546,814		1,444,727	
繰越利益剰余金		1,546,814		1,444,727	
純 資 産 合 計			4,296,814		4,194,727
負債・純資産合計			7,043,244		7,092,134

(2) 【損益計算書】

期 別		第15期 〔自 平成21年 4月1日〕 〔至 平成22年3月31日〕		第16期 〔自 平成22年 4月1日〕 〔至 平成23年3月31日〕	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
宮 業 収 益					
委 託 者 報 酬		9,302,136		9,217,542	
運 用 受 託 報 酬	*1	2,049,201		1,781,675	
そ の 他 宮 業 収 益	*1	871,518		1,903,468	
宮 業 収 益 計			12,222,856		12,902,686
宮 業 費 用					
支 払 手 数 料			4,535,303		4,505,445
広 告 宣 伝 費			146,779		169,891
調 査 費			71,113		76,555
宮 業 雑 経 費			45,809		61,581
通 信 費		4,598		5,236	
印 刷 費		2,623		2,899	
協 会 費		18,749		18,598	
そ の 他	*1	19,838		34,845	
宮 業 費 用 計			4,799,006		4,813,473
一 般 管 理 費					
給 料			2,093,349		2,809,103
役 員 報 酬		130,672		270,801	
給 料 ・ 手 当	*1	1,431,693		1,618,194	
賞 与	*1	530,984		920,107	
交 際 費			19,539		42,685
旅 費 交 通 費			41,567		73,588
租 税 公 課			32,801		40,230
不 動 産 賃 借 料			247,514		279,923
退 職 給 付 費 用			200,576		196,591
事 務 委 託 費	*1		1,980,928		2,040,221
諸 経 費			52,699		51,240
一 般 管 理 費 計			4,668,977		5,533,585
宮 業 利 益			2,754,872		2,555,626
宮 業 外 収 益					
受 取 利 息		756		798	
為 替 差 益		-		24,194	
雑 収 入		-		2,141	
宮 業 外 収 益 計			756		27,135
宮 業 外 費 用					
為 替 差 損		5,406		-	
宮 業 外 費 用 計			5,406		-
経 常 利 益			2,750,222		2,582,762
税 引 前 当 期 純 利 益			2,750,222		2,582,762
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			1,180,589		1,264,249
法 人 税 等 調 整 額			23,400		△ 123,800
当 期 純 利 益			1,546,232		1,442,312

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株 主 資 本		第15期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年3月31日	第16期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年3月31日
資 本 金	前 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	前 期 末 残 高	550,000	550,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前 期 末 残 高	2,022,341	1,546,814
	当 期 変 動 額	△ 2,021,760	△ 1,544,400
	剰余金の配当 当期純利益	1,546,232	1,442,312
	当 期 末 残 高	1,546,814	1,444,727
利 益 剰 余 金 合 計	前 期 末 残 高	2,572,341	2,096,814
	当 期 変 動 額	△ 475,527	△ 102,087
	当 期 末 残 高	2,096,814	1,994,727
株 主 資 本 合 計	前 期 末 残 高	4,772,341	4,296,814
	当 期 変 動 額	△ 475,527	△ 102,087
	当 期 末 残 高	4,296,814	4,194,727
純 資 産 合 計	前 期 末 残 高	4,772,341	4,296,814
	当 期 変 動 額	△ 475,527	△ 102,087
	当 期 末 残 高	4,296,814	4,194,727

重要な会計方針

期 別 科 目	第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。 退職給付債務のうち、役員分は 6,193千円であります。	(1) 退職給付引当金 退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。 退職給付債務のうち、役員分は 6,411千円であります。 (2) 賞与引当金 役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	業績に連動して役員及び従業員に支給する賞与について、従来は支給時に費用処理しておりましたが、過年度の支給実績等から将来支給額の合理的な見積もりが可能となり、賞与引当金の計上要件を満たすこととなったため、当事業年度より賞与引当金を計上しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ137,694千円減少しております。

追加情報

第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 金融商品の時価開示 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	1. 退職給付制度間の移行等に関する会計処理 当社は従来、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づき、平成23年1月1日付で適格退職年金制度を規約型確定給付企業年金制度へ移行いたしました。 この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しておりますが、当会計期間の損益に与える影響は軽微であります。 また、平成23年1月1日付で確定拠出年金制度を新設いたしました。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第15期 (平成22年3月31日)	第16期 (平成23年3月31日)
----------------------	----------------------

*1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。 <table> <tr> <td>現金及び預金</td><td>221,451千円</td></tr> <tr> <td>未収入金</td><td>253千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>3,242千円</td></tr> <tr> <td>その他未収収益</td><td>52,054千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>143千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>57,361千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>64,031千円</td></tr> </table>	現金及び預金	221,451千円	未収入金	253千円	未収運用受託報酬	3,242千円	その他未収収益	52,054千円	未払金	143千円	未払費用	57,361千円	預り金	64,031千円	*1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。 <table> <tr> <td>現金及び預金</td><td>514,565千円</td></tr> <tr> <td>未収入金</td><td>12,057千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>3,932千円</td></tr> <tr> <td>その他未収収益</td><td>153,365千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>47,495千円</td></tr> </table>	現金及び預金	514,565千円	未収入金	12,057千円	未収運用受託報酬	3,932千円	その他未収収益	153,365千円	未払費用	47,495千円
現金及び預金	221,451千円																								
未収入金	253千円																								
未収運用受託報酬	3,242千円																								
その他未収収益	52,054千円																								
未払金	143千円																								
未払費用	57,361千円																								
預り金	64,031千円																								
現金及び預金	514,565千円																								
未収入金	12,057千円																								
未収運用受託報酬	3,932千円																								
その他未収収益	153,365千円																								
未払費用	47,495千円																								

（損益計算書関係）

第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)																								
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>3,934千円</td></tr> <tr> <td>その他営業収益</td><td>26,002千円</td></tr> <tr> <td>事務委託費</td><td>60,681千円</td></tr> <tr> <td>給料・手当</td><td>109,604千円</td></tr> <tr> <td>賞 与</td><td>8,870千円</td></tr> <tr> <td>営業雑経費 その他</td><td>14,591千円</td></tr> </table>	運用受託報酬	3,934千円	その他営業収益	26,002千円	事務委託費	60,681千円	給料・手当	109,604千円	賞 与	8,870千円	営業雑経費 その他	14,591千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>9,428千円</td></tr> <tr> <td>その他営業収益</td><td>334,026千円</td></tr> <tr> <td>事務委託費</td><td>171,540千円</td></tr> <tr> <td>給料・手当</td><td>79,276千円</td></tr> <tr> <td>賞 与</td><td>19,787千円</td></tr> <tr> <td>営業雑経費 その他</td><td>10,124千円</td></tr> </table>	運用受託報酬	9,428千円	その他営業収益	334,026千円	事務委託費	171,540千円	給料・手当	79,276千円	賞 与	19,787千円	営業雑経費 その他	10,124千円
運用受託報酬	3,934千円																								
その他営業収益	26,002千円																								
事務委託費	60,681千円																								
給料・手当	109,604千円																								
賞 与	8,870千円																								
営業雑経費 その他	14,591千円																								
運用受託報酬	9,428千円																								
その他営業収益	334,026千円																								
事務委託費	171,540千円																								
給料・手当	79,276千円																								
賞 与	19,787千円																								
営業雑経費 その他	10,124千円																								

（株主資本等変動計算書関係）

第15期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	平成21年6月19日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第15期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	第15期定時 株主総会の翌日

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（２）基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
（１）金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありません。 （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。 未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)				第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)			
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)				平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	3,380,053	3,380,053	-	現金及び預金	3,501,780	3,501,780	-
未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-	未収委託者報酬	1,775,081	1,775,081	-
未収運用受託報酬	485,009	485,009	-	未収運用受託報酬	336,934	336,934	-
その他未収収益	269,347	269,347	-	その他未収収益	543,280	543,280	-
資 産 計	6,308,580	6,308,580	-	資 産 計	6,157,075	6,157,075	-
未払費用	1,759,494	1,759,494	-	未払費用	1,725,001	1,725,001	-
未払法人税等	471,175	471,175	-	未払法人税等	683,561	683,561	-
負 債 計	2,230,669	2,230,669	-	負 債 計	2,408,562	2,408,562	-
(注) 1. 金融商品の時価の算定方法 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。				(注) 1. 金融商品の時価の算定方法 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。			
(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位:千円)				(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位:千円)			
	1年以内	1年超			1年以内	1年超	
現金及び預金	3,380,053	-	-	現金及び預金	3,501,780	-	-
未収委託者報酬	2,174,170	-	-	未収委託者報酬	1,775,081	-	-
未収運用受託報酬	485,009	-	-	未収運用受託報酬	336,934	-	-
その他未収収益	269,347	-	-	その他未収収益	543,280	-	-
合 計	6,308,580	-	-	合 計	6,157,075	-	-

(セグメント情報)

第16期
(自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

日本	米国	その他	合計
1,630,090千円	1,369,297千円	685,755千円	3,685,144千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 9,217,542千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,055,053千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（退職給付関係）

第15期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)																																																																
1. 採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在） <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>641,851千円</td></tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td><td>437,743千円</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td><td>204,377千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>118,345千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>8,065千円</td></tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td><td>2,054千円</td></tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>12,940千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>137,297千円</td></tr> <tr> <td>(5) 特別退職金</td><td>63,279千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>200,576千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td><td>0.58%</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>支給倍率基準</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	641,851千円	(2) 年金資産	437,743千円	(3) 退職給付引当金	204,377千円	(1) 勤務費用	118,345千円	(2) 利息費用	8,065千円	(3) 期待運用収益	2,054千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	12,940千円	退職給付費用	137,297千円	(5) 特別退職金	63,279千円	合計	200,576千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	1. 採用している制度の概要 当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。 当社の確定給付企業年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在） <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>763,195千円</td></tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td><td>536,656千円</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td><td>226,539千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>136,961千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>8,408千円</td></tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td><td>2,537千円</td></tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>4,599千円</td></tr> <tr> <td>(5) 過去勤務債務</td><td>40,425千円</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>187,857千円</td></tr> <tr> <td>(6) 確定拠出年金拠出額</td><td>306千円</td></tr> <tr> <td>(7) 特別退職金</td><td>8,428千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>196,591千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.31%</td></tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td><td>0.58%</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>支給倍率基準</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	763,195千円	(2) 年金資産	536,656千円	(3) 退職給付引当金	226,539千円	(1) 勤務費用	136,961千円	(2) 利息費用	8,408千円	(3) 期待運用収益	2,537千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599千円	(5) 過去勤務債務	40,425千円	小計	187,857千円	(6) 確定拠出年金拠出額	306千円	(7) 特別退職金	8,428千円	合計	196,591千円	(1) 割引率	1.31%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理
(1) 退職給付債務	641,851千円																																																																
(2) 年金資産	437,743千円																																																																
(3) 退職給付引当金	204,377千円																																																																
(1) 勤務費用	118,345千円																																																																
(2) 利息費用	8,065千円																																																																
(3) 期待運用収益	2,054千円																																																																
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	12,940千円																																																																
退職給付費用	137,297千円																																																																
(5) 特別退職金	63,279千円																																																																
合計	200,576千円																																																																
(1) 割引率	1.5%																																																																
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																																
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																																
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																																
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																																
(1) 退職給付債務	763,195千円																																																																
(2) 年金資産	536,656千円																																																																
(3) 退職給付引当金	226,539千円																																																																
(1) 勤務費用	136,961千円																																																																
(2) 利息費用	8,408千円																																																																
(3) 期待運用収益	2,537千円																																																																
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599千円																																																																
(5) 過去勤務債務	40,425千円																																																																
小計	187,857千円																																																																
(6) 確定拠出年金拠出額	306千円																																																																
(7) 特別退職金	8,428千円																																																																
合計	196,591千円																																																																
(1) 割引率	1.31%																																																																
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																																
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																																
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																																
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																																

（税効果会計関係）

第15期 （平成22年3月31日）		第16期 （平成23年3月31日）	
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）		1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払費用	31,300	未払費用	33,500
未払事業所税	2,200	未払事業所税	2,400
減価償却超過額	12,000	減価償却超過額	14,800
未払事業税	36,400	未払事業税	53,700
株式報酬費用	100,000	株式報酬費用	208,400
退職給付引当金	406,800	退職給付引当金	351,100
その他	2,000	賞与引当金	48,600
評価性引当額	-	その他	2,000
繰延税金資産合計	590,700	評価性引当額	-
		繰延税金資産合計	714,500
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 （単位：%）		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 （単位：%）	
法定実効税率	40.65	法定実効税率	40.65
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.46	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62
その他	0.67	その他	0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.78	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.16

（関連当事者との取引）

第15期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（1）親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.5億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 100%	金銭の預入れ、運用受託業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		預金	221,451
							増加	2,924,077		
							減少	4,410,965	未収入金	253
							運用受託報酬他	29,936	未収運用受託報酬	3,242
									その他未収収益	52,054
							運用受託業務に関する事務委託	60,681	未払金	143
							人件費	109,604		
							賞与	8,870	未払費用	57,361
							経営指導料	14,591	預り金	64,031

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権の 所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金 額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区 大手町	600億円	証 券 業	なし	運用受託業務 人件費の立 替 人件費、社会 保険料などの 立替	運用受託報酬 人件費（受 取） 物品経費、事務 所賃借料、社会 保険料等	13,543 34,957 466,505	未収入金 未収運用受託報 酬 未払金 未払費用	23,454 5,492 12,534 144,895
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	1,283百万 米国ドル	サ ー ビ ス 業	なし	人件費の立 替	人件費	62	未払費用	2
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	8.9百万 米国ドル	資 産 運 用 業	なし	人件費の立 替	人件費	4,235	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資 産 運 用 業	なし	運用受託業務	運用受託報酬	29,582	未収運用受託報 酬	1,939
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	8百万 オースト ラリアド ル	資 産 運 用 業	なし	運用受託業務 及び、それに 関する事務 委託等 役員の兼任	その他営業収 益 運用受託業務 に関する事務委 託	177,366 151,800	その他未収収益 未払費用	24,975 57,312
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万 香港ドル	資 産 運 用 業	なし	運用受託業務 に関する事務 委託 役員の兼任	運用受託業務 に関する事務委 託	421	-	-
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資 産 運 用 業	なし	人件費の立 替 運用受託業務 に関する事務 委託 役員の兼任	人件費（受 取） 運用受託業務 に関する事務委 託 他	24,834 26,951	未収入金 未払費用	1,713 7,748
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	93百万 英国ポンド	資 産 運 用 業	なし	運用受託業務 及び、それに 関する事務 委託等	運用受託報酬 他 運用受託業務 に関する事務委 託	105,439 360,214	未収運用受託報 酬 その他未収収益 未払費用	32,825 7,959 81,381
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	109百万 英国ポンド	資 産 運 用 業	なし	人件費の立 替	人件費	6,613	未収入金	1,313
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米国ドル	資 産 運 用 業	なし	運用受託業務 及び、それに 関する事務 委託等	その他営業収 益 運用受託業務 に関する事務委 託 人件費	71,845 96,051 2,838	未収入金 その他未収収益 未払費用	307 49,277 27,418
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資 産 運 用 業	なし	兼業業務	その他営業収 益	454,218	その他未収収益	115,721
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1 百万 米国ドル	資 産 運 用 業	なし	兼業業務	その他営業収 益	115,649	その他未収収益	19,361
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	5.7百万 スイス フラン	資 産 運 用 業	なし	運用受託業務	運用受託報酬 他	32,890	-	-

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	514,565
							増加	5,274,305		
							減少	4,981,191		
							その他営業収益	334,026	未収入金	12,057
							運用受託報酬	9,428	その他未収収益	153,365
							事務委託費	171,540	未収運用受託報酬	3,932
							給料・手当	79,276	未払費用	47,495
							賞与	19,787		
							営業雑経費-その他	10,124		

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費（受取） 事務委託費 不動産賃借料	11,949 45,963 276,412 254,126	未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	132,611 5,004 227,983
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万 米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	132	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	14,864	未払費用	127
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万 スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報酬	611
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	164,224 271,073	その他未収収益 未払費用	9,743 86,409
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4.0百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	人件費の立替 資産運用業務に関する事務委託	その他営業収益 人件費（受取） 事務委託費	3,666 21,767 38,862	その他未収収益 未払費用	3,666 24,098
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 運用受託報酬 事務委託費	32,254 77,805 424,335	その他未収収益 未収運用受託報酬 未払費用	15,223 25,553 221,711
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	16,084	未収入金	2,773
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費 給料・手当	347,918 170,328 48,596	その他未収収益 未払費用	108,209 72,535
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	583,691	その他未収収益	152,478
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	437,687	その他未収収益	100,594
	UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報酬	967

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
--	--

1株当たり純資産額	198,926円60銭	1株当たり純資産額	194,200円33銭
1株当たり当期純利益	71,584円85銭	1株当たり当期純利益	66,773円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
当期純利益（千円）	1,546,232	1,442,312
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,546,232	1,442,312
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

第15期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成23年3月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円 (平成23年8月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000百万円 (平成23年4月1日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000百万円 (平成23年8月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティバンク銀行株式会社	123,100百万円 (平成23年6月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成23年8月末日現在)	事業の内容
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント (オーストラリア) リミテッド	800万オーストラリアドル (約655百万円)	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

平成23年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1オーストラリアドル＝81.88円）にて円換算

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、下記の書類が提出されております。

平成23年1月20日	臨時報告書提出
平成23年4月15日	有価証券報告書および有価証券届出書提出
平成23年4月21日	臨時報告書提出
平成23年5月20日	有価証券届出書の訂正届出書提出
平成23年6月2日	有価証券報告書の訂正報告書提出
平成23年6月6日	有価証券届出書の訂正届出書提出

独立監査人の監査報告書

平成23年9月9日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS オーストラリア債券オープン（毎月分配型）の平成23年1月18日から平成23年7月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS オーストラリア債券オープン（毎月分配型）の平成23年7月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月11日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS オーストラリア債券オープン（毎月分配型）の平成22年7月21日から平成23年1月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS オーストラリア債券オープン（毎月分配型）の平成23年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

上野 佐和子 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊藤 志保 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。